

「子どもを巻きこむな！リニアまんが訴訟」を提訴、訴訟のご案内

7月9日「子どもを巻きこむな！リニアまんが訴訟」を甲府地裁に提訴しました。原告7名、支援者も10名ほど集まり地裁の門をくぐりました。その後記者会見を行いました。テレビ、新聞など、記者室のすべてのマスコミが集まり、訴状の内容を説明しました。



以下に掲載する<訴状のあらまし>は提訴の理由と請求内容の大筋をまとめたものです。

訴状をお分けします。1部300円(送料込) 下記のゆうちょ銀行の口座まで、振替用紙の通信欄に「子どもを巻きこむな！リニアまんが訴訟」と書き入れ、部数もご記入の上、ご送金ください。折り返し郵送します。またカンパも募っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(リニア・市民ネット山梨、山梨リニア沿線住民の会、原告一同)

| | |
|------|-----------|
| 送金先 | ゆうちょ銀行 |
| 口座記号 | 00220-3 |
| 口座番号 | 116284 |
| 口座名 | リニア・市民ネット |

< 訴状のあらまし >

2018年1月、山梨県総合政策部リニア環境未来都市推進室が作成した「リニアで変わるやまなしの姿」という漫画は、県費約1,200万円を投じて15万部を発行、県内全域に配布されている。

その内容は、リニアが開通すれば、観光客が増えたり、東京や名古屋で仕事ができたり、東京にも通勤できる上、東京からの移住人口や立地企業が増えるという、いわばバラ色の夢物語一色に彩られたものである。すなわちこの冊子は、リニアができれば、いかに利便性が高まるか、という側面だけが強調され、騒音や日照などの生活被害や南アルプスのトンネル掘削による自然破壊などのデメリットはいっさい描かれていない。

それはもともと国交省が設置したリニア新幹線を審議するための交通政策審議会の議論とその結果をほぼ踏襲し、それに基づいてコンサルタント会社がはじき出した希望的観測とも言うべき数字をそのままに用いた結果によるもので、山梨県自身の思慮や省察はいっさいなく、本来そのプロセスの中で生じるデメリットは完全に無視されている。

その結果、この冊子による広報は、利便性一辺倒の偏向した内容を呈しており、生活破壊を受ける沿線住民や自然破壊を危惧する一般市民の立場からすれば、あまりにも県にとって都合のよい一方的なものだと言わざるを得ないのである。

しかもいっそう許し難いことは、発行した15万部のうち3分の2を超える11万部を県内の小学校、中学校、高等学校等の諸学校に直接送付し、児童生徒に配布したという事実である。くわえてその際に、教育委員会と十分な議論を経た形跡が認められない。本来教材に準じるものは教育委員会と合議の上、教育委員会を経て配布されるべきである。

リニア問題はすぐれて政治的な問題である。各政党間で政策上の論争があり、また3兆円もの財政投融資が行われている。こうした政治的な問題を学校で取り扱う場合、教育は中立的立場を堅持しなければならない。それは教育基本法に定められており、したがってこうした問題を扱うテキストやサブテキストは、両論を併記するという形で中立性を保つ必要がある。現に文科省の「通知」によってもそのことは明確に指示されている。

一方そうした背景を配慮してであろう、実際の学校現場では、両論を俎上に載せて生徒たちに考えさせるという授業や課外授業を行っている。こうした行為は、教育基本法や学校教育法に定める「教育の目標」の、< 真理を求める態度 > や < 公正な判断力 > を養う上で効果的であると言ってよい。逆に山梨県の偏向した内容の冊子の配布は、或る意味では、子どもたちを洗脳させる意図すら感じさせ、悪意に満ちている。

原告らは、こうした山梨県の行為は、行政による教育の私物化であり、行政の裁量権をはるかに超えて教育関連諸法に違反するものと考え、山梨県知事及び山梨県の担当部署の責任者に、経費1197万円余の損害賠償を請求するものである。（川村記）